

	<p>点数に加算する。</p>	<p>している患者に限る。)について、所定点数に加算する。</p>
【注の見直し】	<p>注3 当該患者が自宅から入院した患者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、在宅重症児（者）受入加算として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。</p>	<p>→</p> <p>注3 当該患者が自宅から入院した患者又は他の保険医療機関から転院してきた患者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料の注2に規定する小児加算、区分番号A301－4に掲げる小児特定集中治療室管理料、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことのある者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、救急・在宅重症児（者）受入加算として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。</p>
A 2 1 3 看護配置加算（1日につき）		
【注の見直し】	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。</p>	<p>→</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数</p>

A 214 看護補助加算（1日につき
）

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護補助加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

に加算する。

→
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、看護補助加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A 219 療養環境加算（1日につき
）

【注の見直し】

注 1床当たりの平均床面積が8平方メートル以上である病室（健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係るものを除く。）として保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、療養環境加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について

→
注 1床当たりの平均床面積が8平方メートル以上である病室（健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係るものを除く。）として保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、療養環境加算を算定できるものを現に算定している

	<p>、所定点数に加算する。</p>		<p>患者に限る。)について、所定点数に加算する。</p>
A 220 HIV感染者療養環境特別加算（1日につき）	<p>【注の見直し】</p> <p>注 HIV感染者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、HIV感染者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。</p>	→	<p>注 HIV感染者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、HIV感染者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。</p>
A 220-2 二類感染症患者療養環境特別加算（1日につき）	<p>【注の見直し】</p> <p>注 保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症に感染している患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に</p>	→	<p>注 保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症に感染している患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを</p>

	<p>限る。）について、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。</p>	<p>現に算定している患者に限る。）について、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。</p>
A 221 重症者等療養環境特別加算 (1日につき)	<p>【注の見直し】</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している重症者等（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、重症者等療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。</p>	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している重症者等（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、重症者等療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。</p>
A 221-2 小児療養環境特別加算 (1日につき)	<p>【注の見直し】</p> <p>注 治療上の必要があって、保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、小児療養環境特別</p>	<p>注 治療上の必要あって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節</p>

A 2 2 2 療養病棟療養環境加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 療養病棟療養環境加算 1
- 2 療養病棟療養環境加算 2
- 3 療養病棟療養環境加算 3
- 4 療養病棟療養環境加算 4

132点
115点
90点
30点

-
- 1 療養病棟療養環境加算 1 132点
 - 2 療養病棟療養環境加算 2 115点

(新設)

-
- A 2 2 2-2 療養病棟療養環境改善加算（1日につき）
- 1 療養病棟療養環境改善加算 1 80点
 - 2 療養病棟療養環境改善加算 2 20点

注 療養病棟であって、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、療養病棟療養環境改善加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当

A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 診療所療養病床療養環境加算 1
- 2 診療所療養病床療養環境加算 2

100点
40点

(新設)

100点

A 2 2 3-2 診療所療養病床療養環境改善加算
(1日につき) 35点

注 診療所の療養病床であって、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 4 無菌治療室管理加算（1日につき）

【項目の見直し】

3,000点

1 無菌治療室管理加算 1 3,000点
2 無菌治療室管理加算 2 2,000点

【注の見直し】

注 治療上の必要があって、保険医療機関において、無菌治療室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、無菌治療室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、HIV感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は小児療養環境特別加算を算定するものを除く。）について、90日を限度として所定点数に加算する。

→
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があって無菌治療室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、無菌治療室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、HIV感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は小児療養環境特別加算を算定するものを除く。）について、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として所定点数に加算する。

A 225 放射線治療病室管理加算 (1日につき)

【注の見直し】

注 治療上の必要があって、保険医療機関において、放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

→
注 治療上の必要があって、保険医療機関において、放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 226-2 緩和ケア診療加算 (1 日につき)

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

→
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

→
注2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、200点を所定点数に加算することができる。

【注の追加】

(追加)

→
注3 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、100点を更に所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

→
A 2 2 6 - 3 有床診療所緩和ケア診療加算（1日につき） 150点

A 230-3 精神科身体合併症管理
加算（1日につき）

【点数の見直し】

【新設】

350点 → 450点

(新設) → A 230-4 精神科リエゾンチーム加算（週1回）
200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者について、所定点数に加算する。

A 2 3 1 児童・思春期精神科入院医療管理加算（1日につき）

【削除】

800点

→ (削除)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、児童・思春期精神科入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 3 3 栄養管理実施加算（1日につき）

【削除】

12点

→ (削除)

注 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、栄養管理実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算（週 1 回）

【注の見直し】

注 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週 1 回に限り所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号 B 0 0 1 の 10 に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号 B 0 0 1 の 11 に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号 B 0 0 1 - 2 - 3 に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

→

注 1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週 1 回（療養病棟入院基本料を算定している患者については、入院した日から起算して 30 日以内の期間にあっては週 1 回、入院した日から起算して 31 日以上 180 日以内の期間にあっては月 1 回に限る。）に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号 B 0 0 1 の 10 に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号 B 0 0 1 の 11 に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号 B 0 0 1 - 2 - 3 に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

【注の追加】

（追加）

→

注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設

A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）

【注の削除】

注 2 組織的な感染防止対策に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、感染防止対策加算として、更に所定点数に100点を加算する。

基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注 1 に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、100 点を所定点数に加算することができる。

→ (削除)

【新設】

→ (新設)

A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算（入院初日）

- | | |
|--------------|------|
| 1 感染防止対策加算 1 | 400点 |
| 2 感染防止対策加算 2 | 100点 |

注 1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第 3 節の特定入院料又は第 4 節の短期滞在手術基本料の

【新設】

A 2 3 5 褥瘡患者管理加算（入院中
1回）

(新設)

20点

うち、感染防止対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

2 感染防止対策加算 1 を算定する保険医療機関であって、感染防止対策に関する医療機関の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、感染防止対策地域連携加算として、更に所定点数に100点を加算する。

A 2 3 4 - 3 患者サポート体制充実加算（入院
初日） 70点

注 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、患者サポート体制充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

(削除)

【削除】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、褥瘡患者管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、必要があつて褥瘡管理が行われた場合に、入院中1回に限り所定点数に加算する。

A 2 3 6 褥瘡ハイリスク患者ケア加算（入院中1回）

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、重点的な褥瘡ケアを行う必要を認め、計画的な褥瘡対策が行われた場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。ただし、区分番号A 2 3 5に掲げる褥瘡患者管理加算は、別に算定できない。

A 2 3 6-2 ハイリスク妊娠管理加

→
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、重点的な褥瘡ケアを行う必要を認め、計画的な褥瘡対策が行われた場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

算（1日につき）

【点数の見直し】

1,000点

1,200点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、ハイリスク妊娠管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合に、1入院に限り20日を限度として所定点数に加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク妊娠管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合に、1入院に限り20日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 7 ハイリスク分娩^{べん}管理加算
(1日につき)

【点数の見直し】

3,000点

3,200点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、ハイリスク分娩^{べん}管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、分娩^{べん}を伴う入院中にハイリスク分娩^{べん}管理を行った場合に、1入院に限り8日を限

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク分娩^{べん}管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、分娩^{べん}を伴う入院中にハイリスク分娩^{べん}管理を行った場合に

A 2 3 8 慢性期病棟等退院調整加算

【名称の見直し】

度として所定点数に加算する。

、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

【項目の見直し】

慢性期病棟等退院調整加算

1 慢性期病棟等退院調整加算 1

イ 退院支援計画作成加算（入院中1回） 10
0点

ロ 退院加算（退院時1回）
(1) 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本
料、特定機能病院入院基本料（結核病棟）
、有床診療所療養病床入院基本料又は特定
入院基本料を算定している患者が退院した
場合 140点

(2) 障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院
医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定
している患者が退院した場合 340点

2 慢性期病棟等退院調整加算 2

イ 退院支援計画作成加算（入院中1回） 10
0点

ロ 退院加算（退院時1回）
(1) 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本
料、特定機能病院入院基本料（結核病棟）
、有床診療所療養病床入院基本料又は特定
入院基本料を算定している患者が退院した
場合 100点

退院調整加算（退院時1回）

1 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本
料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料
又は有床診療所入院基本料を算定している患者
が退院した場合

イ 14日以内の期間 340点
ロ 15日以上30日以内の期間 150点
ハ 31日以上の期間 50点

2 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、
特定機能病院入院基本料（結核病棟に限る。）
、有床診療所療養病床入院基本料、障害者施設
等入院基本料、特定入院基本料、特殊疾患入院
医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定して
いる患者が退院した場合

イ 30日以内の期間 800点
ロ 31日以上90日以内の期間 600点
ハ 91日以上120日以内の期間 400点
ニ 121日以上の期間 200点

(2) 障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院
医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定
している患者が退院した場合 300点

【注の見直し】

注 1 退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、長期にわたり入院している患者であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、慢性期病棟等退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院調整を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

【注の見直し】

注 2 退院加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1に掲げる退院支援計画作成加算を算定した患者が当該退院支援計画に基づく退院調整により退院した場合に、当該基準に係る区分に従い、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院調整を行った場合に、入院患者の入院期間に応じ、退院時1回に限り、所定点数に加算する。

注 2 保険医療機関が、患者の同意を得て、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等在宅での療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、当該患者の退院後の治療等を担う別の保険医療機関と共有した場合には、地域連携計画加算として、更に所定点数に300点を加算する。

A 2 3 8 - 2 急性期病棟等退院調整
加算（退院時 1 回）

【削除】

- | | |
|------------------|------|
| 1 急性期病棟等退院調整加算 1 | 140点 |
| 2 急性期病棟等退院調整加算 2 | 100点 |

→ (削除)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、退院困難な要因を有する入院中の患者（介護保険法施行令（平成10年政令第41号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満の者及び65歳以上の者に限る。）であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、急性期病棟等退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院調整を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 3 新生児特定集中治療室
退院調整加算（退院時 1
回）

【項目の見直し】

300点

-
- | | |
|---|------|
| 1 新生児特定集中治療室退院調整加算 1（退院時 1 回） | 600点 |
| 2 新生児特定集中治療室退院調整加算 2
イ 退院支援計画作成加算（入院中 1 回） | 600点 |

□ 退院加算（退院時1回）

600点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者であって区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

→

注1 新生児特定集中治療室退院調整加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者（新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定するものを除く。）であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

→

注2 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者（第1節の入院基本料（特別入院

【注の追加】

(追加)

基本料等を除く。) 又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。) に対して、退院調整を行った場合に、入院中に1回に限り、所定点数に加算する。

注3 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院加算は、退院支援計画作成加算を算定した患者が当該退院支援計画に基づく退院調整により退院した場合に、退院時に1回に限り、更に所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 4 救急搬送患者地域連携
紹介加算（退院時 1 回）

【点数の見直し】

【注の見直し】

注 急性期医療を担う保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該入院した日から起算して5日以内に、当該患者に係る診療情報

500点

1,000点

注 急性期医療を担う保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該入院した日から起算して7日以内に、当該患者に係る診療情報

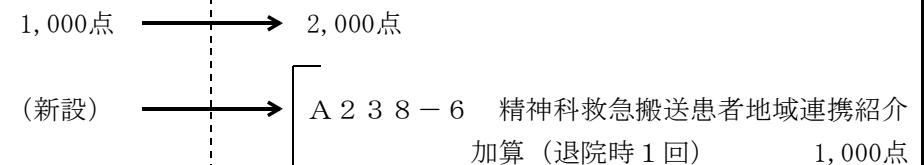
A 238-5 救急搬送患者地域連携
受入加算（入院初日）

【点数の見直し】

【新設】

を文書により提供した上で他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回限り、所定点数に加算する。ただし、区分番号A 238-2に掲げる急性期病棟等退院調整加算、区分番号B 005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B 009に掲げる診療情報提供料(I)は、別に算定できない。

を文書により提供した上で他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回限り、所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 238に掲げる退院調整加算、区分番号B 005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B 009に掲げる診療情報提供料(I)は、別に算定できない。



注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者（第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該入院した日から起算して60日以内に、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回限り、所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

A 2 3 8 - 7 精神科救急搬送患者地域連携受入
加算 (入院初日) 2,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 - 6 に掲げる精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

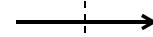
A 2 3 8 - 8 地域連携認知症支援加算 1,500
点

注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、保険医療機関が当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で他の保険医療機関の病棟（区分番号 A 3 1 4 に掲げる認知症治療病棟入院料を算定する病棟（以下この区分番号において「認知症治療病棟入院料算定病棟」という。）に限る。）に転院させた場合であって、当該転院の日から60日以内に、当該認知症治療

A 240 総合評価加算（入院中1回）

【新設】

(新設)



病棟入院料算定病棟から再び当該保険医療機関に入院した場合には、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、地域連携認知症支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該再入院初日に限り所定点数に加算する。

A 238-9 地域連携認知症集中治療加算（退院時1回） 1,500点

注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、他の保険医療機関の病棟（区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する病棟に限る。）又は病床（区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床に限る。）から転院してきた患者について必要な診療を行い、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、当該転院の日から60日以内に当該他の保険医療機関の病棟又は病床に再び転院させた場合に、当該患者（第3節の特定入院料のうち、地域連携認知症集中治療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、退院時に所定点数に加算する。

【点数の見直し】

A 2 4 2 呼吸ケアチーム加算（週 1 回）

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、臨床工学技士、理学療法士等が共同して、人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行った場合に、当該患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、呼吸ケアチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週 1 回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号 B 0 1 1 – 4 に掲げる医療機器安全管理料の 1 は別に算定できない。

50点 → 100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、臨床工学技士、理学療法士等が共同して、人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行った場合に、当該患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、呼吸ケアチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週 1 回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号 B 0 1 1 – 4 に掲げる医療機器安全管理料の 1 は別に算定できない。

A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算（入院初日）

【項目の見直し】

30点 → 1 後発医薬品使用体制加算 1 35点
2 後発医薬品使用体制加算 2 28点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める患者を除き、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、後発医薬品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

→

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める患者を除き、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、後発医薬品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

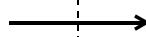
→

A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算（週1回） 10
0点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、病棟薬剤業務実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して4週間を限度とする。

【新設】

(新設)



A 2 4 5 データ提出加算（入院中1回）

1 データ提出加算1

- | | |
|----------------|------|
| イ 200床以上の病院の場合 | 100点 |
| ロ 200床未満の病院の場合 | 150点 |

2 データ提出加算2

- | | |
|----------------|------|
| イ 200床以上の病院の場合 | 110点 |
| ロ 200床未満の病院の場合 | 160点 |

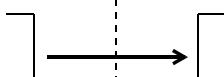
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院中1回に限り、退院時又は転棟時に、所定点数に加算する。

第3節 特定入院料

A 3 0 0 救命救急入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 救命救急入院料1



イ 3日以内の期間	9,700点	9,711点
ロ 4日以上7日以内の期間	8,775点	8,786点
ハ 8日以上14日以内の期間	7,490点	7,501点
2 救命救急入院料2		
イ 3日以内の期間	11,200点	11,211点
ロ 4日以上7日以内の期間	10,140点	10,151点
ハ 8日以上14日以内の期間	8,890点	8,901点
3 救命救急入院料3		
イ 救命救急入院料		
(1) 3日以内の期間	9,700点	9,711点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,775点	8,786点
(3) 8日以上14日以内の期間	7,490点	7,501点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 3日以内の期間	9,700点	9,711点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,775点	8,786点
(3) 8日以上60日以内の期間	7,890点	7,901点
4 救命救急入院料4		
イ 救命救急入院料		
(1) 3日以内の期間	11,200点	11,211点
(2) 4日以上7日以内の期間	10,140点	10,151点
(3) 8日以上14日以内の期間	8,890点	8,901点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 3日以内の期間	11,200点	11,211点
(2) 4日以上7日以内の期間	10,140点	10,151点
(3) 8日以上14日以内の期間	8,890点	8,901点
(4) 15日以上60日以内の期間	7,890点	7,901点

【注の見直し】

注2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するも

→ 注2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するも

の又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下この表において「精神保健指定医」という。）が、当該患者の精神疾患にかかる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。

の又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下この表において「精神保健指定医」という。）又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。

【注の見直し】

注8 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（特定機能病院の病棟を除く。）、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算及び救急搬送患者地域連携紹介加算を除く。）

ハ～チ (略)

→ 注8 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（特定機能病院の病棟を除く。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。）

ハ～チ (略)

A 3 0 1 特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 特定集中治療室管理料 1		→	9,211点 7,711点
イ 7日以内の期間	9,200点		
ロ 8日以上14日以内の期間	7,700点		
2 特定集中治療室管理料 2			
イ 特定集中治療室管理料			
(1) 7日以内の期間	9,200点	→	9,211点
(2) 8日以上14日以内の期間	7,700点		7,711点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 7日以内の期間	9,200点	→	9,211点
(2) 8日以上60日以内の期間	7,890点		7,901点

【注の見直し】

注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	→	注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	
イ 7日以内の期間	1,500点	→	イ 7日以内の期間 2,000点
ロ 8日以上14日以内の期間	1,000点		ロ 8日以上14日以内の期間 1,500点

【注の見直し】

注 3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室	→	注 3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室
--	---	--

A 301-2 ハイケアユニット入院
医療管理料（1日につき
）

【点数の見直し】

【注の見直し】

管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及び救急搬送患者地域連携受入加算を除く。）

ハ～チ (略)

管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。）

ハ～チ (略)

4,500点

4,511点

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診

A 301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

【注の見直し】

療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及び救急搬送患者地域連携受入加算を除く。）

ハ～チ（略）

療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。）

ハ～チ（略）

5,700点

5,711点

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。
イ（略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。
イ（略）

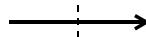
ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対

【新設】

褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及び救急搬送患者地域連携受入加算を除く。)

ハ～チ (略)

(新設)



策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)

ハ～チ (略)

A 3 0 1 - 4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

- | | |
|----------------|---------|
| 1 7日以内の期間 | 15,500点 |
| 2 8日以上14日以内の期間 | 13,500点 |

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対し、必要があつて小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携紹介加

A 302 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,000点	→	10,011点
2 新生児特定集中治療室管理料 2	6,000点		6,011点

【注の見直し】

注 2 第 1 章基本診療料並びに第 2 章第 3 部検査、第 6 部注射、第 9 部処置及び第 13 部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作	→	注 2 第 1 章基本診療料並びに第 2 章第 3 部検査、第 6 部注射、第 9 部処置及び第 13 部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作
---	---	---

算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)
ハ 第 2 章第 3 部の各区分の検査（同部第 1 節第 2 款の検体検査判断料を除く。）
ニ 点滴注射
ホ 中心静脈注射
ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
ト 留置カテーテル設置
チ 第 13 部第 1 節の病理標本作製料

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室
管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 母体・胎児集中治療室管理料	7,000点	→	7,011点
2 新生児集中治療室管理料	10,000点		10,011点

【注の見直し】

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（チにあっては新生児集中治療室管理料に限り、トにあっては母体・胎児集中治療室管理料に限る。）に含まれるものとする。

イ（略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算

業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算及び救急搬送患者地域連携紹介加算を除く。）

ハ～チ（略）

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（チにあっては新生児集中治療室管理料に限り、トにあっては母体・胎児集中治療室管理料に限る。）に含まれるものとする。

イ（略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算

A 3 0 3 – 2 新生児治療回復室入院
医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

【注の見直し】

、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、
褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定
集中治療室退院調整加算及び救急搬送患者
地域連携紹介加算を除く。）

ハ～リ（略）

、感染防止対策加算、患者サポート体制充
実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生
児特定集中治療室退院調整加算、救急搬
送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加
算を除く。）

ハ～リ（略）

5,400点

5,411点

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査
、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診
断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復
室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ（略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診
療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作
業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄
養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡
患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加
算、新生児特定集中治療室退院調整加算及
び救急搬送患者地域連携受入加算を除く。
）

ハ～チ（略）

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査
、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診
断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復
室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ（略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診
療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作
業補助体制加算、地域加算、離島加算、医
療安全対策加算、感染防止対策加算、患者
サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患
者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調
整加算、救急搬送患者地域連携受入加算及
びデータ提出加算を除く。）

ハ～チ（略）

A 305 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 7日以内の期間	8,890点
2 8日以上14日以内の期間	7,690点

8,901点
7,701点

【注の見直し】

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び救急搬送患者地域連携紹介加算を除く。）

ハ～チ (略)

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。）

ハ～チ (略)

A 306 特殊疾患入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1,943点

1,954点

【注の見直し】

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り1,300点を所定点数に加算する。

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、慢性期病棟等退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

A307 小児入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 小児入院医療管理料 1

4,500点

4,511点

2 小児入院医療管理料 2	4,000点	4,011点
3 小児入院医療管理料 3	3,600点	3,611点
4 小児入院医療管理料 4	3,000点	3,011点
5 小児入院医療管理料 5	2,100点	2,111点

【注の見直し】

注 4 診療に係る費用（注 2 及び注 3 に規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 5 部投薬、第 6 部注射、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 13 部第 2 節病理診断・判断料の費用並びに第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算及び救急搬送患者地域連携紹介加算を除く。）は、小児入院医療管理料 1 及び小児入院医療管理料 2 に含まれるものとする。

注 4 診療に係る費用（注 2 及び注 3 に規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 5 部投薬、第 6 部注射、第 10 部手術、第 11 部麻酔、第 12 部放射線治療及び第 13 部第 2 節病理診断・判断料の費用並びに第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。）は、小児入院医療管理料 1 及び小児入院医療管理料 2 に含まれるものとする。

【注の見直し】

注 5 診療に係る費用（注 2 及び注 3 に規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 5 部投薬、第 6 部注射、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 13 部第 2 節病理診断・判断料の費用並びに第 2 節に規定する臨床研修病院入院

注 5 診療に係る費用（注 2 及び注 3 に規定する加算並びに当該患者に対して行った第 2 章第 5 部投薬、第 6 部注射、第 10 部手術、第 11 部麻酔、第 12 部放射線治療及び第 13 部第 2 節病理診断・判断料の費用並びに第 2 節に規定す

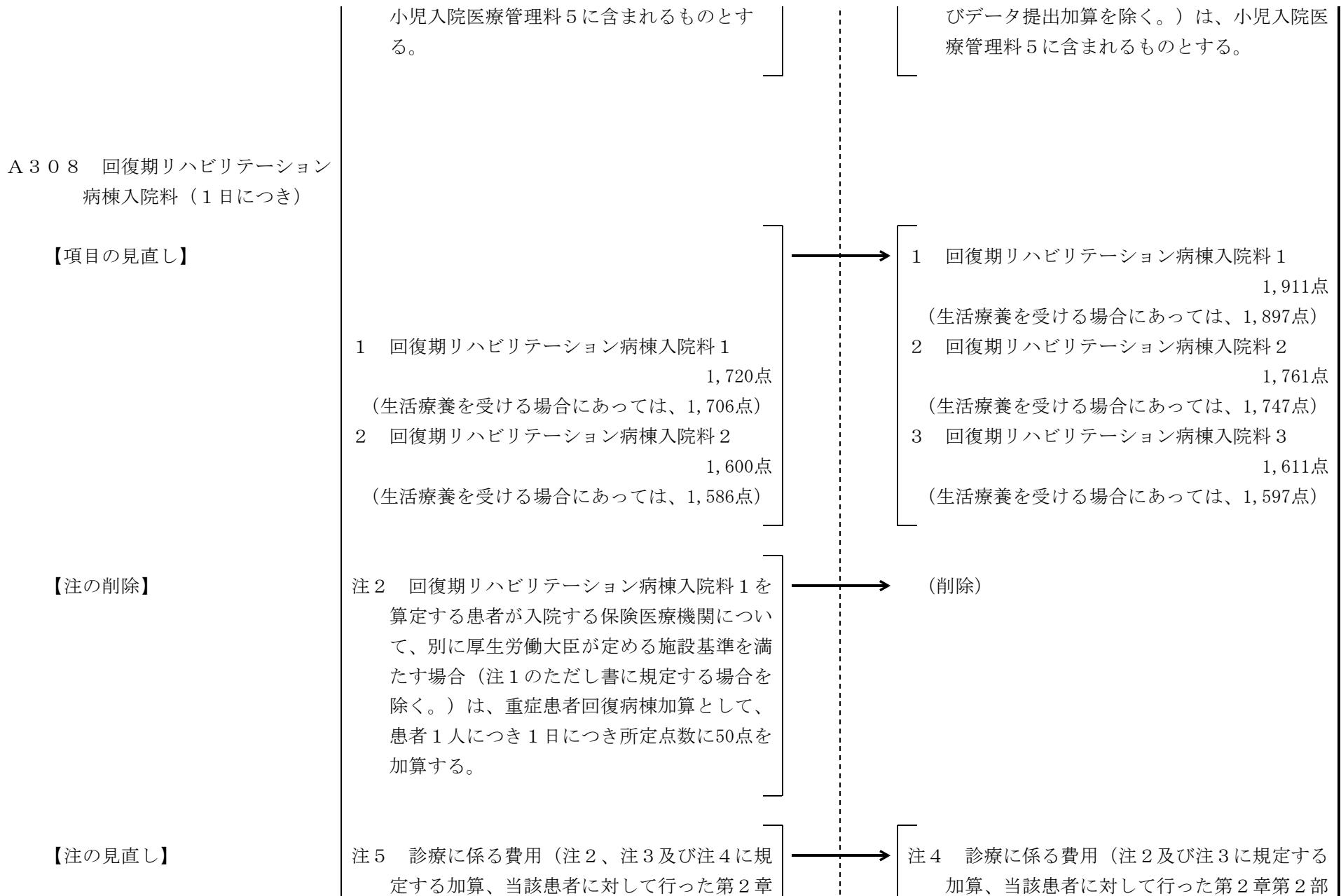
診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及び救急搬送患者地域連携受入加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

【注の見直し】

注6 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、児童・思春期精神科入院医療管理加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、じょくそう褥瘡患者管理加算、じょくそう褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及び救急搬送患者地域連携受入加算を除く。）は、

る臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

注6 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、じょくそう褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及



A 3 0 8 - 2 亜急性期入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 亜急性期入院医療管理料 1	2,050点	→	2,061点
2 亜急性期入院医療管理料 2	2,050点		1,911点

【注の見直し】

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関（病院（亜急性期入院医療管理料 2 について）は、許可病床数が200床未満のものに限る。）に限る。）において、当該届出に係る病室に入院している患者に対し、必要があって亜急性期入院医療

在宅医療及び第7部リハビリテーションの費用、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）、区分番号B 0 0 5 - 3 に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、亜急性期入院医療管理料1については、当該病室に入院した日から起算して90日を限度として、亜急性期入院医療管理料2については、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が亜急性期入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

は、当該届出に係る病室に入院している患者であって、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定したことがある患者について、必要があつて亜急性期入院医療管理が行われた場合に、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が亜急性期入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

【注の追加】

(追加)

→
注2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有するものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、亜急性期入院医療管理料1又は亜急性期入院医療管理料2について、所定点数に代えて、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ1,761点又は1,661点を算定することができる。

【注の見直し】

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

→
注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

た病室に入院している患者については、リハビリテーション提供体制加算として、1日につき所定点数に50点を加算する。

た病室に入院している患者（亜急性期入院医療管理料2を算定する患者に限る。）については、リハビリテーション提供体制加算として、1日につき所定点数に50点を加算する。

【注の見直し】

注3 診療に係る費用（注2に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、急性期病棟等退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置（所定点数（第1節に掲げるものに限る。）が1,000点を超えるものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、亜急性期入院医療管理料に含まれるものとする。

注4 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置（所定点数（第1節に掲げるものに限る。）が1,000点を超えるものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、亜急性期入院医療管理料1に含まれるものとする。

【注の追加】

(追加)

注5 診療に係る費用（注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテー

A 309 特殊疾患病棟入院料（1日
につき）

【点数の見直し】

1 特殊疾患病棟入院料 1	1,943点	→	1,954点
2 特殊疾患病棟入院料 2	1,570点		1,581点

【注の見直し】

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院して
てきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り1,300点を所定点数に加算する。

ション、区分番号J 038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、亜急性期入院医療管理料2に含まれるものとする。

【注の見直し】

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、慢性期病棟等退院調整

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院して
てきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算

A 3 1 0 緩和ケア病棟入院料（1日
につき）

【項目の見直し】

3,780点

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 30日以内の期間 | 4,791点 |
| 2 31日以上60日以内の期間 | 4,291点 |
| 3 61日以上の期間 | 3,291点 |

【注の見直し】

注2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C 1 0 8に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料及び区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

→
注2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C 1 0 8に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号C 1 0 8－2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 1 精神科救急入院料（1日に
つき）

【点数の見直し】

1 精神科救急入院料 1		
イ 30日以内の期間	3,451点	3,462点
ロ 31日以上の期間	3,031点	3,042点
2 精神科救急入院料 2		
イ 30日以内の期間	3,251点	3,262点
ロ 31日以上の期間	2,831点	2,842点

【注の見直し】

注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算並びに第 2 章第 8 部精神科専門療法、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第 2 章第 8 部精神科専門療法、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

A 3 1 1—2 精神科急性期治療病棟
入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 精神科急性期治療病棟入院料 1		
イ 30日以内の期間	1,920点	→ 1,931点
ロ 31日以上の期間	1,600点	1,611点
2 精神科急性期治療病棟入院料 2		
イ 30日以内の期間	1,820点	→ 1,831点
ロ 31日以上の期間	1,500点	1,511点

【注の見直し】

注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算並びに第 2 章第 8 部精神科専門療法、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

→ 注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定するものに限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第 2 章第 8 部精神科専門療法、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 1 - 3 精神科救急・合併症入院料（1日につき）

【点数の見直し】

- | | | | |
|------------|--------|---|--------|
| 1 30日以内の期間 | 3,451点 | → | 3,462点 |
| 2 31日以上の期間 | 3,031点 | | 3,042点 |

【注の見直し】

注2 診療に係る費用（注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

注2 診療に係る費用（注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

【新設】

(新設)

A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入院医療管理料（1日につき） 2,911点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者について、所定点数を

A 3 1 2 精神療養病棟入院料（1日
につき）

【注の見直し】

注 2 診療に係る費用（注 3 及び注 4 に規定する
加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診
療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入
院診療加算、精神科地域移行実施加算、栄養
管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患

1,050点

1,061点

算定する。ただし、当該病棟又は治療室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の注 2 に規定する特別入院基本料の例により算定する。

2 診療に要する費用（第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携受入加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算並びに第 2 章第 5 部投薬、第 6 部注射、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 13 部第 2 節病理診断・判断料の費用を除く。）は、児童・思春期精神科入院料に含まれるものとする。

者管理加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

者サポート体制充実加算及び精神科救急搬送患者地域連携受入加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

【注の見直し】

注4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、1日につき40点を所定点数に加算する。

→
注4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

- | | |
|----------|-----|
| イ 重症者加算1 | 60点 |
| ロ 重症者加算2 | 30点 |

【注の追加】

(追加)

→
注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該病棟に入院している患者について退院支援計画を作成し、退院支援部署による退院調整を行った場合は、退院調整加算として、退院時に所定点数に500点を加算する。

日につき)

【項目の見直し】

1 認知症治療病棟入院料 1	
イ 60日以内の期間	1,450点
ロ 61日以上の期間	1,180点
2 認知症治療病棟入院料 2	
イ 60日以内の期間	1,070点
ロ 61日以上の期間	970点

1 認知症治療病棟入院料 1	
イ 30日以内の期間	1,761点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,461点
ハ 61日以上の期間	1,171点
2 認知症治療病棟入院料 2	
イ 30日以内の期間	1,281点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,081点
ハ 61日以上の期間	961点

【注の見直し】

注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該病棟に 6 月以上入院している患者について退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合は、退院調整加算として、退院時に所定点数に 100 点を加算する。

注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該病棟に 6 月以上入院している患者について退院支援計画を作成し、退院支援部署による退院調整を行った場合は、退院調整加算として、退院時に所定点数に 300 点を加算する。

【注の追加】

(追加)

注 3 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場合には、認知症夜間対応加算として、入院した日から起算して 30 日を限度として、1 日につき 84 点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注 3 診療に係る費用（注 2 に規定する加算、第

注 4 診療に係る費用（注 2 及び注 3 に規定する

【新設】

2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

(新設)



A 317 特定一般病棟入院料（1日につき）

- | | |
|---------------|--------|
| 1 特定一般病棟入院料 1 | 1,103点 |
| 2 特定一般病棟入院料 2 | 945点 |

- 注 1 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関（1病棟のものに限る。）が、一定地域で必要とされる医療を当該保険医療機関で確保するための体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数

に加算する。

イ 14日以内の期間 450点

ロ 15日以上30日以内の期間 192点

3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8－3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、

診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、H I V感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、退院調整加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算及び後発医薬品使用体制加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者（注9に規定する患者を除く。）に対し、必要があつて亜急性期入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して

60日を限度として、1,761点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置（所定点数（第1節に掲げるものに限る。）が1,000点を超えるものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

9 当該病棟の病室のうち、注7の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する患者であって区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定したことがある患者について、亜急性期入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1,661点を算定する。ただし、当該病室に入

院した患者が算定要件に該当しない場合は区分番号 A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料の注 2 に規定する特別入院基本料の例により算定する。

10 注 9 本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（注11に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号 B 0 0 5 – 3 に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第 2 章第 2 部在宅医療及び第 7 部リハビリテーションの費用、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

11 注 9 本文の規定により所定点数を算定する場合においては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者については、リハビリテーション提供体制加算として、1 日につき所定点数に50点を加算する。

12 注 1 から注 6 までの規定にかかわらず、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（注 7 の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する者を除く。）であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、区分番号 A 1 0 1 に掲げる療養病棟入院基本料 1 の例により算定

する。

第4節 短期滞在手術基本料

A 4 0 0 短期滞在手術基本料

【点数の見直し】

2 短期滞在手術基本料 2 (1泊2日の場合)

4,800点

(生活療養を受ける場合にあっては、4,772点)

3 短期滞在手術基本料 3 (4泊5日までの場合)

5,670点

(生活療養を受ける場合にあっては、5,600点)

4,822点

4,794点

5,703点

5,633点

【注の見直し】

注3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第

11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料 1 に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 血液形態・機能検査

末梢血液像及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間、凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グ

注3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第

11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料 1 に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 血液形態・機能検査

末梢血液像 (自動機械法)、末梢血液像 (鏡検法) 及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間 (PT)、全血凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素

ルタミールトランスペプチダーゼ (γ -G T)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LD)、酸ホスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチニン・ホスホキナーゼ (CK)、アルドراーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、P及び HPO_4^{2-} 、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT) 及びイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査 (定性)、抗ストレプトトリジンO価 (ASO価)、抗ストレプトキナーゼ価 (ASK価)、TPHA試験 (定性)、HIV-1抗体価、髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザ b 型抗原、単純ヘルペスウイルス特異抗原、RSウイルス抗原及び淋菌抗原同定検査

ヘ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原 (定性、半定量) 及びHCV抗体価 (定性、定量)

窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ (γ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドログナーゼ (LD)、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチニンキナーゼ (CK)、アルドراーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT) 及びイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトトリジンO (ASO) 定性、抗ストレプトトリジンO (ASO) 半定量、抗ストレプトトリジンO (ASO) 定量、抗ストレプトキナーゼ (ASK) 定性、抗ストレプトキナーゼ (ASK) 半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、HIV-1抗体、肺炎球菌抗原定性 (尿・髄液)、ヘモフィルス・インフルエンザ b 型 (Hi b) 抗原定性 (尿・

ト～ヲ (略)

髓液)、単純ヘルペスウイルス抗原定性、
R S ウィルス抗原定性及び淋菌抗原定性
ヘ 肝炎ウイルス関連検査
H B s 抗原定性・半定量及びH C V 抗体
定性・定量
ト～ヲ (略)

【注の見直し】

注 4 第 1 章基本診療料並びに第 2 章第 3 部検査
、第 4 部画像診断及び第 11 部麻酔のうち次に
掲げるものは、短期滞在手術基本料 2 に含まれ
るものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診
療加算、地域加算、離島加算、がん診療連
携拠点病院加算及び栄養管理実施加算を除
く。）

ハ (略)

注 4 第 1 章基本診療料並びに第 2 章第 3 部検査
、第 4 部画像診断及び第 11 部麻酔のうち次に
掲げるものは、短期滞在手術基本料 2 に含まれ
るものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診
療加算、地域加算、離島加算及びがん診療
連携拠点病院加算を除く。）

ハ (略)

【注の見直し】

注 5 第 1 章基本診療料、第 2 章第 1 部医学管理
等、第 3 部検査、第 4 部画像診断、第 5 部投
薬、第 6 部注射、第 7 部リハビリテーション
、第 8 部精神科専門療法、第 9 部処置及び第
13 部病理診断のうち次に掲げるものは、短期
滞在手術基本料 3 に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（区分番号 A 2 0 4 -
2 に掲げる臨床研修病院入院診療加算、区
分番号 A 2 1 8 に掲げる地域加算、区分番

注 5 第 1 章基本診療料、第 2 章第 1 部医学管理
等、第 3 部検査、第 4 部画像診断、第 5 部投
薬、第 6 部注射、第 7 部リハビリテーション
、第 8 部精神科専門療法、第 9 部処置及び第
13 部病理診断のうち次に掲げるものは、短期
滞在手術基本料 3 に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（区分番号 A 2 0 4 -
2 に掲げる臨床研修病院入院診療加算、区
分番号 A 2 1 8 に掲げる地域加算、区分番

号A218-2に掲げる離島加算、区分番号A233に掲げる栄養管理実施加算及び区分番号A234に掲げる医療安全対策加算を除く。)
ハ～ル (略)

号A218-2に掲げる離島加算、区分番号A234に掲げる医療安全対策加算、区分番号A234-2に掲げる感染防止対策加算、区分番号A234-3に掲げる患者サポート体制充実加算及び区分番号A245に掲げるデータ提出加算を除く。)
ハ～ル (略)

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第1部 医学管理等		
B 0 0 1 特定疾患治療管理料		
3 悪性腫瘍特異物質治療管理料		
【注の見直し】	<p>注1 イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中B T Aに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。</p>	<p>注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、尿中B T Aに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。</p>
【注の見直し】	<p>注2 ロについては、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカーに係る検査（注1に規定する検査を除く。）のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。</p>	<p>注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカーに係る検査（注1に規定する検査を除く。）のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。</p>

4 小児特定疾患カウンセリング料

【注の見直し】

注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

5 小児科療養指導料

【注の見直し】

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。

7 難病外来指導管理料

【点数の見直し】

250点

270点

9 外来栄養食事指導料

【注の見直し】

注 入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

10 入院栄養食事指導料

【注の見直し】

注 入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

11 集団栄養食事指導料

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

12 心臓ペースメーカー指導管理料

【点数の見直し】

イ 遠隔モニタリングによる場合
ロ イ以外の場合

460点
320点

550点
360点

14 高度難聴指導管理料

【点数の見直し】

イ 区分番号K328に掲げる人工内耳埋込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合
ロ イ以外の場合

480点
400点

500点
420点

15 慢性維持透析患者外来医学管理料

【注の見直し】

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

- イ (略)
- ロ 尿沈渣顕微鏡検査
- ハ 糞便検査
 - 潜血反応検査、糞便中ヘモグロビン定性
- ニ 血液形態・機能検査
 - 赤血球沈降速度、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像
- ホ 出血・凝固検査
 - 出血時間、凝固時間
- ヘ 血液化学検査
 - 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素（LD）、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GT）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニン・ホスホキナーゼ（CK）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄、マグネシウム、P及びHPO₄、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、遊離脂

→

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

- イ (略)
- ロ 尿沈渣（鏡検法）
- ハ 糞便検査
 - 糞便中ヘモグロビン定性
- ニ 血液形態・機能検査
 - 赤血球沈降速度（ESR）、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）
- ホ 出血・凝固検査
 - 出血時間、全血凝固時間
- ヘ 血液化学検査
 - 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニンキナーゼ（CK）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄（Fe）、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニ

肪酸、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)、1, 25ジヒドロキシビタミンD₃(1, 25(OH)₂D₃)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム、フェリチン、シスタチンC、ペントシジン

ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン(T₃)、サイロキシン(T₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT₄)、カルシトニン、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査(定性)、梅毒脂質抗原使用検査

リ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価(定性、定量)

ヌ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(C_{H₅₀})、免疫グロブリン、補体蛋白(C₃)、補体蛋白(C₄)、トランスフェリン、β₂-マイクログロブリン(β₂-m)

ル～ワ (略)

シアミノトランスフェラーゼ(ALT)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)、1, 25ジヒドロキシビタミンD₃、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム(A1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン(T₃)、サイロキシン(T₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT₄)、カルシトニン、心房性Na利尿ペプチド(ANP)、脳性Na利尿ペプチド(BNP)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)

リ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量

ヌ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(C_{H₅₀})、免疫グロブリン、C3、C4、トランスフェリン(Tf)、β₂-マイクログロブリン

ル～ワ (略)

16 哮息治療管理料

【注の見直し】

注1 入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料

【点数の見直し】

500点 → 550点

【注の見直し】

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

19 埋込型補助人工心臓指導管理料

【削除】

6,000点

(削除)

注 第10部手術の通則第4号に規定する区分番号K 6 0 4に掲げる埋込型補助人工心臓に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、体内埋込型補助人工心臓を使用している患者であって入院中の患者以外の患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

22 がん性疼痛緩和指導管理料

【項目の見直し】

100点

→

1 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合 200点
2 1以外の場合 100点

【注の追加】

(追加)

→

注2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に50点を加算する。

23 がん患者カウンセリング料

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た

→

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該カウンセリングを実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）に限り算定する。

【新設】

(新設)



24 外来緩和ケア管理料

300点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者（がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。）に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150点を加算する。

【新設】

(新設)

3 区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。

25 移植後患者指導管理料
1 臓器移植後の場合 300点
2 造血幹細胞移植後の場合 300点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、臓器移植後又は造血幹細胞移植後の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して計画的な医学管理を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

【新設】

(新設)

26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料 810点

注 1 植込型輸液ポンプ持続注入療法（髄腔内投与を含む。）を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

【新設】

B 0 0 1 - 2 小児科外来診療料（1
日につき）

(新設)

→ 27 糖尿病透析予防指導管理料 350点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であつて、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月 1 回に限り算定する。

2 区分番号 B 0 0 1 の 9 に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号 B 0 0 1 の 11 に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。

3 区分番号 B 0 0 0 に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

【注の見直し】

注3 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注4及び注5に規定する加算、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注3及び注4に規定する加算、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注4及び注5に規定する加算、区分番号B 0 0 1－2－2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B 0 1 0に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号C 0 0 0に掲げる往診料(同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注4及び注5に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注3及び注4に規定する加算並びに区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注4及び注5に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

→

注3 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注4及び注5に規定する加算、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注6及び注7に規定する加算、区分番号B 0 0 1－2－2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B 0 0 1－2－5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B 0 0 1－2－6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B 0 1 0に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号C 0 0 0に掲げる往診料(同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注5及び注6に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注4及び注5に規定する加算並びに区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注6及び注7に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

B 0 0 1－2－2 地域連携小児夜間
・休日診療料

【点数の見直し】

1 地域連携小児夜間・休日診療料 1 400点 → 450点

	2 地域連携小児夜間・休日診療料 2 550点	600点
【注の削除】	注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合には、院内トリアージ加算として、所定点数に30点を加算する。	→ (削除)
B 0 0 1 - 2 - 3 乳幼児育児栄養指導料	注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に算定する。	→ 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に算定する。
B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間・休日診療料	100点	→ 200点
【新設】	(新設)	→ B 0 0 1 - 2 - 5 院内トリアージ実施料

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（救急用の自動車等により緊急に搬送された者を除く。）であって、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定する。

【新設】

(新設)

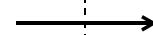


B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送医学管理料
200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（土曜日に限る。）、休日又は深夜において、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者に対して必要な医学管理を行った場合に、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に限り算定する。

【新設】

(新設)



B 0 0 1 - 2 - 7 外来リハビリテーション診療
料

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 外来リハビリテーション診療料 1 | 69点 |
| 2 | 外来リハビリテーション診療料 2 | 104点 |

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、リハビリテーション（区分番号H 0 0 0に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H 0 0 1に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H 0 0 2に掲げる運動器リハビリテーション料又は区分番号H 0 0 3に掲げる呼吸器リハビリテーション料を算定するものに限る。以下この区分番号において同じ。）を要する入院中の患者以外の患者に対して、リハビリテーションの実施に関し必要な診療を行った場合には、外来リハビリテーション診療料 1については7日間に1回に限り、外来リハビリテーション診療料 2については14日間に1回に限り算定する。

- 2 外来リハビリテーション診療料 1を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料 2は、算定しない。
- 3 外来リハビリテーション診療料 2を算定する日から起算して14日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係

【新設】

B 0 0 1 - 3 生活習慣病管理料

(新設)



B 0 0 1 - 2 - 8 外来放射線照射診療料

280点

- 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に関し必要な診療を行った場合に、7日間に1回に限り算定する。
- 2 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間に4日以上の放射線治療を予定していない場合には、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

る区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

【注の見直し】

注 1 許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

【注の見直し】

注 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第1部医学管理等（区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料を除く。）、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

注 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第1部医学管理等（区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料及び区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。）、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

B001-4 手術前医学管理料

【注の見直し】

注 5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行つたものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の

注 5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行つたものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の

検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ (略)

ロ 血液形態・機能検査

　末梢血液像及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

　出血時間、プロトロンビン時間、凝固時間
及び活性化部分トロンボプラスチン時間

ニ 血液化学検査

　総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LD）、酸ホスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニン・ホスホキナーゼ（CK）、アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、P及びHPO₄、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びイオン化カ

検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ (略)

ロ 血液形態・機能検査

　末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

　出血時間、プロトロンビン時間（PT）、全血凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）

ニ 血液化学検査

　総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニンキナーゼ（CK）、アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラ

B 0 0 1 – 5 手術後医学管理料（1
日につき）

【注の見直し】

注3 第3部検査のうち次に掲げるもの（当該手
術に係る手術料を算定した日の翌日から起算
して3日以内に行ったものに限る。）は、所
定点数に含まれるものとする。
イ・ロ （略）

ルシウム
ホ 感染症免疫学的検査
梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレ
プトリジンO価（A S O価）、抗ストレプト
キナーゼ価（A S K価）、T P H A試験（定
性）、H I V – 1 抗体価、髄液又は尿中肺炎
球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフ
ルエンザ b 型抗原、単純ヘルペスウイルス特
異抗原、R S ウィルス抗原及び淋菌抗原同定
検査
ヘ 肝炎ウイルス関連検査
H B s抗原（定性、半定量）及びH C V抗
体価（定性、定量）
ト～ヌ （略）

ギン酸アミノトランスフェラーゼ（A S T）
、アラニンアミノトランスフェラーゼ（A L
T）及びイオン化カルシウム
ホ 感染症免疫学的検査
梅毒血清反応（S T S）定性、抗ストレ
プトリジンO（A S O）定性、抗ストレプトリ
ジンO（A S O）半定量、抗ストレプトリジ
ンO（A S O）定量、抗ストレプトキナーゼ
(A S K) 定性、抗ストレプトキナーゼ（A
S K）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、
H I V – 1 抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄
液）、ヘモフィルス・インフルエンザ b 型
(H i b) 抗原定性（尿・髄液）、単純ヘル
ペスウイルス抗原定性、R S ウィルス抗原定
性及び淋菌抗原定性
ヘ 肝炎ウイルス関連検査
H B s抗原定性・半定量及びH C V抗体定
性・定量
ト～ヌ （略）

注3 第3部検査のうち次に掲げるもの（当該手
術に係る手術料を算定した日の翌日から起算
して3日以内に行ったものに限る。）は、所
定点数に含まれるものとする。
イ・ロ （略）

ハ 血液形態・機能検査
赤血球沈降速度、末梢血液像及び末梢血液一般検査

ニ 血液化学検査
総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LD）、酸ホスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニン・ホスホキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、P及びHPO₄、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、イオン化カルシウム及び血液ガス分析

ホ～ヌ（略）

ハ 血液形態・機能検査
赤血球沈降速度（ESR）、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ニ 血液化学検査
総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、イオン化カルシウム及び血液ガス分析

ホ～ヌ（略）

B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料

【注の見直し】

注 2 注 1に基づき当該点数を算定した患者であって当該保険医療機関を退院したものに対して、当該保険医療機関において、退院した日の属する月又はその翌月に注 1 に規定する指導を再度実施した場合に、1回に限り算定する。

→

注 2 注 1に基づき当該点数を算定した患者であって当該保険医療機関を退院したものに対して、当該保険医療機関又は当該患者の退院後において区分番号 B 0 0 5 - 6 の注 1 に規定する地域連携診療計画に基づいた治療を担う他の保険医療機関（当該患者について区分番号 B 0 0 5 - 6 - 2 に掲げるがん治療連携指導料を算定した場合に限る。）において、退院した日の属する月又はその翌月に注 1 に規定する指導を再度実施した場合に、当該指導を実施した、いずれかの保険医療機関において、1回に限り算定する。

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

【注の追加】

(追加)

→

注 2 注 1 の場合において、当該患者が別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にあるときは、特別管理指導加算として、所定点数に200点を加算する。

B 0 0 5 退院時共同指導料 2

【注の見直し】

注 1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、入院中の患者に対して、患者の同意を

→

注 1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、入院中の患者に対して、患者の同意を

得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

【注の追加】

(追加)

得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

注4　注1の規定にかかわらず、区分番号A238に掲げる退院調整加算を算定する患者にあっては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等在宅での療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを当該患者の退院後の治療等を担う別の保険医療機関と共有した場合に限り算定する。

【注の見直し】

注4 区分番号A238に掲げる慢性期病棟等退院調整加算、区分番号A238-2に掲げる急性期病棟等退院調整加算、区分番号A238-4に掲げる救急搬送患者地域連携紹介加算、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

→
注4 区分番号A238に掲げる退院調整加算、区分番号A238-4に掲げる救急搬送患者地域連携紹介加算、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

B005-3 地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)

【注の見直し】

注5 区分番号A238に掲げる慢性期病棟等退院調整加算、区分番号A238-2に掲げる急性期病棟等退院調整加算、区分番号A238-5に掲げる救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

→
注5 区分番号A238に掲げる退院調整加算、区分番号A238-5に掲げる救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

B005-4 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)

【点数の見直し】

500点 → 800点

B005-5 ハイリスク妊産婦共同
管理料(Ⅱ)

【点数の見直し】

350点 → 500点

B005-6 がん治療連携計画策定
料

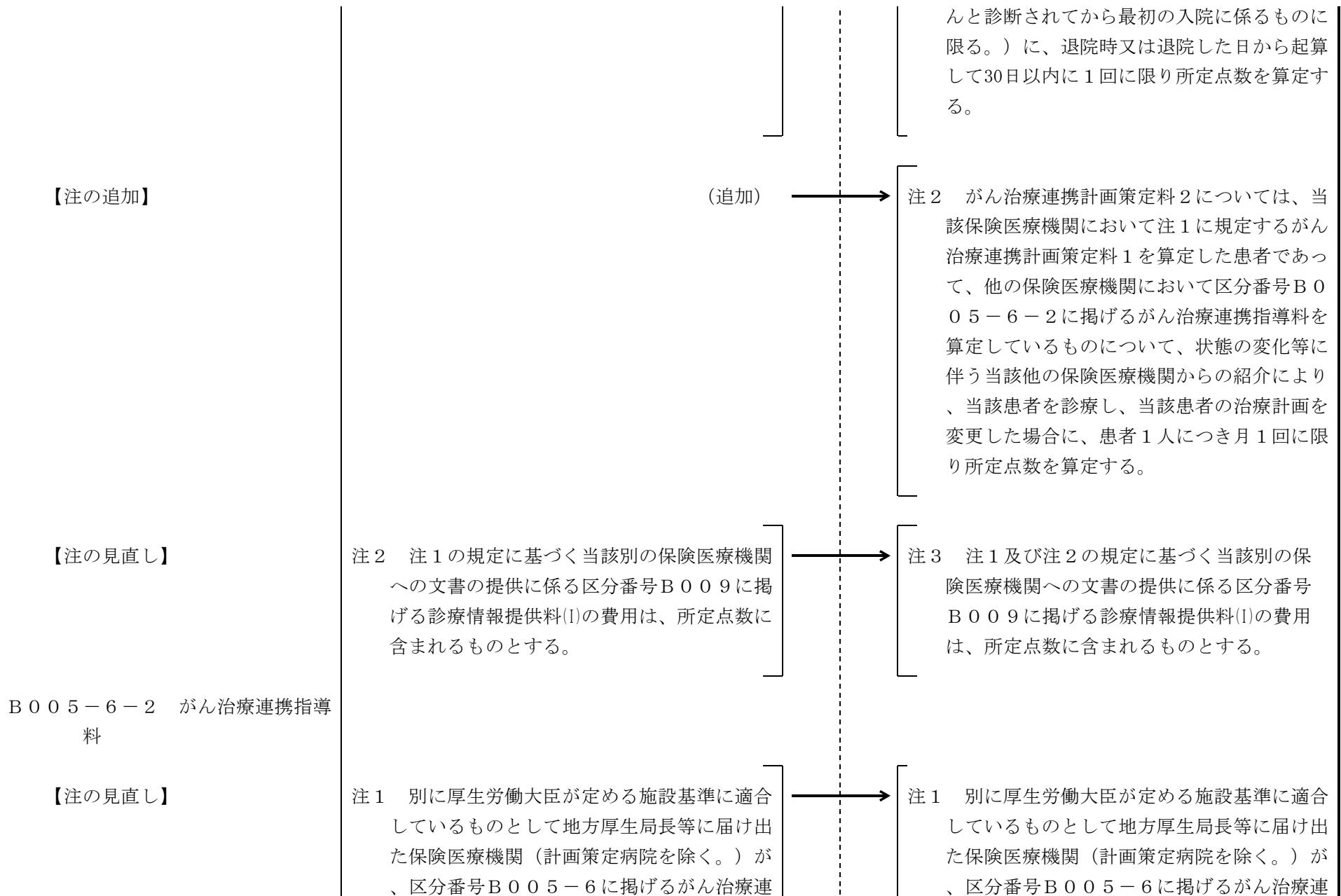
【項目の見直し】

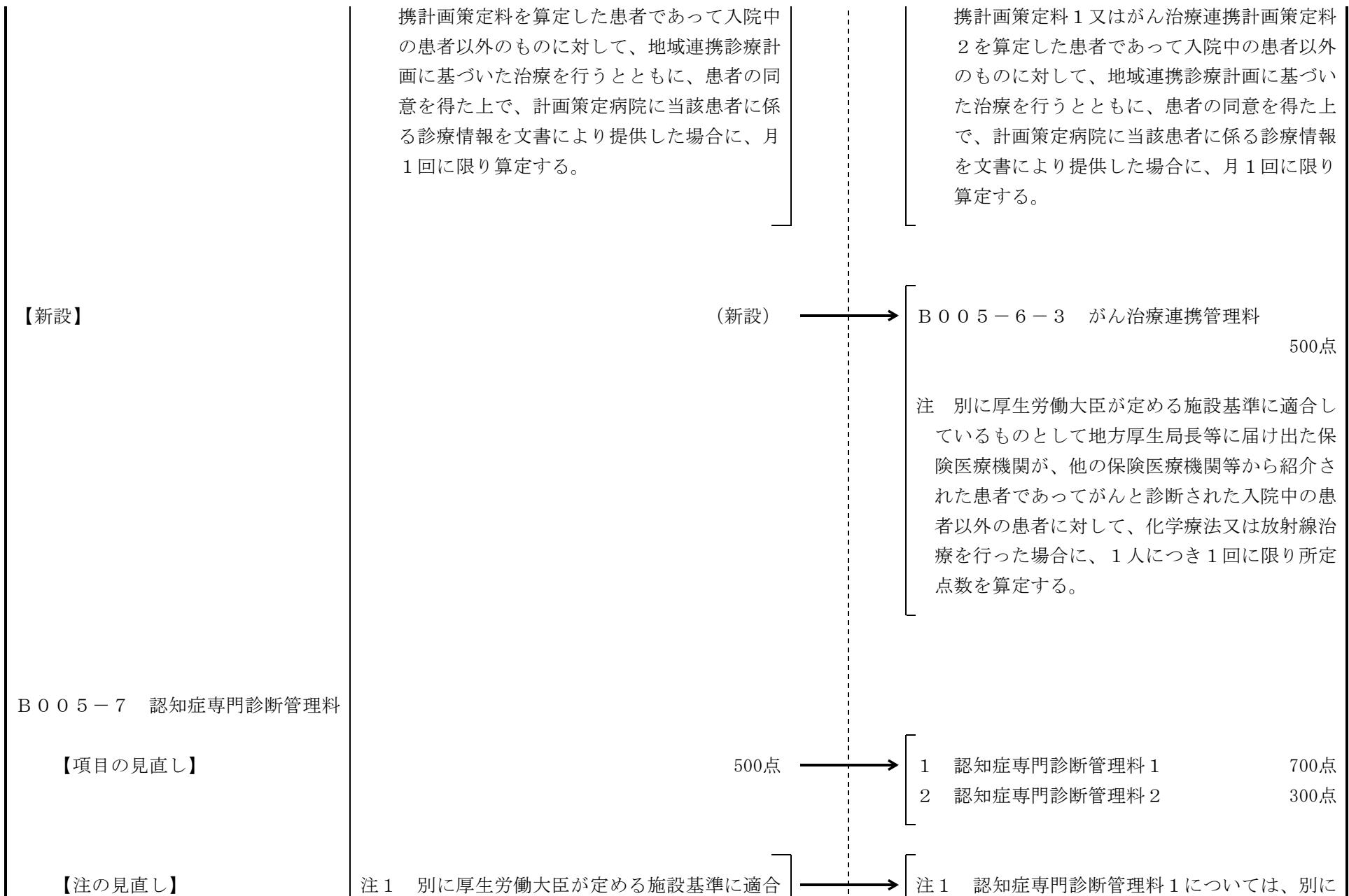
750点 →
1 がん治療連携計画策定料 1 750点
2 がん治療連携計画策定料 2 300点

【注の見直し】

注1 入院中のがん患者の退院後の治療を総合的に管理するため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関（以下この表において「計画策定病院」という。）が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療機関と共有し、かつ、入院中のがん患者に対して、患者の同意を得た上で、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る。）に、退院時に1回に限り所定点数を算定する。

注1 がん治療連携計画策定料1については、入院中のがん患者の退院後の治療を総合的に管理するため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関（以下この表において「計画策定病院」という。）が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療機関と共有し、かつ、患者の同意を得た上で、入院中又は当該保険医療機関を退院した日から起算して30日以内に、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（が





しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって入院中の患者以外のものに対して、患者又はその家族等の同意を得た上で、認知症の鑑別診断を行った上で療養方針を決定し、患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって入院中の患者以外のもの又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に対して、患者又はその家族等の同意を得て、認知症の鑑別診断を行った上で療養方針を決定するとともに、認知症と診断された患者については認知症療養計画を作成し、これらを患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。

【注の追加】

(追加)



注2 認知症専門診断管理料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの（入院中の患者以外の患者又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に限る。）に対して、患者又はその家族等の同意を得て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

【注の見直し】

注2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

注3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

【新設】

(新設)

B005-7-2 認知症療養指導料 350点

- 1 当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において認知症の鑑別診断を受け、区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料1を算定した患者であって、入院中の患者以外の患者又は療養病棟に入院している患者に対して、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月に限り、月1回を限度として算定する。
- 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料は、別に算定できない。

B 0 0 7 退院前訪問指導料

【点数の見直し】

410点

555点

【注の見直し】

注 1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者の退院に先立って患家を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に、当該入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回）に限り算定する。

注 1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、患家を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に、当該入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回）に限り算定する。

B 0 0 8 薬剤管理指導料

【注の削除】

注 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者に対して薬学的管理指導を行った場合に、医薬品安全性情報等管理体制加算として、入院中1回に限り、初回の薬学的管理指導に係る算定の際に、所定点数に50点を加算する。

（削除）

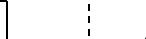
項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第1節 在宅患者診療・指導料</p> <p>C 0 0 0 往診料</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う往診については325点を、夜間（深夜を除く。）の往診については650点を、深夜の往診については1,300点を所定点数に加算する。ただし、在宅療養支援診療所若しくはその連携保険医療機関又は在宅療養支援病院（地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）の保険医が行う往診については、それぞれ、650点、1,300点、2,300点を所定点数に加算する。</p>	<p>→</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う往診、夜間（深夜を除く。）の往診、深夜の往診を行った場合には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院（地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）等の区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。</p> <p>イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの保険医が行う場合</p> <p>(1) 病床を有する場合</p> <p>① 緊急に行う往診 850点</p>

C 0 0 1 在宅患者訪問診療料（1日
につき）

【項目の見直し】

- 1 同一建物居住者以外の場合
2 同一建物居住者の場合

830点
200点



- ② 夜間（深夜を除く。）の往診 1,700点
③ 深夜の往診 2,700点
(2) 病床を有しない場合
① 緊急に行う往診 750点
② 夜間（深夜を除く。）の往診 1,500点
③ 深夜の往診 2,500点
口 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の保険医が行う場合
(1) 緊急に行う往診 650点
(2) 夜間（深夜を除く。）の往診 1,300点
(3) 深夜の往診 2,300点
ニ イからロまでに掲げるもの以外の保険医療機関の保険医が行う場合
(1) 緊急に行う往診 325点
(2) 夜間（深夜を除く。）の往診 650点
(3) 深夜の往診 1,300点

【注の見直し】

注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。）に、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）として算定する。この場合において、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

→

注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。）に、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）として算定する。この場合において、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

【注の追加】

(追加)

→

注2 2のイについては、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する地域密着型特定施設又は特別養護老人ホームにおいて療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、2のロについては、在宅で療養を

行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なもの（2のイを算定するものを除く。）に対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。）に、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）として算定する。この場合において、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0に掲げる往診料は、算定しない。

【注の見直し】

注3 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して訪問診療を行った場合には、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数に200点を加算する。

注4 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して訪問診療を行った場合には、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数に400点を加算する。

【注の見直し】

注5 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して死亡日前14日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実施した場合には、在宅ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。ただし、在宅療養支援診療所若しくはその連携保険医療機関

注6 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実施した場合には、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。

又は在宅療養支援病院の保険医が、死亡日前14日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実施し、かつ、死亡前24時間以内に往診又は訪問診療を行い当該患者を看取った場合（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）には、所定点数に10,000点を加算する。

- イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの
 - (1) 病床を有する場合 6,000点
 - (2) 病床を有しない場合 5,000点
- ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の場合 4,000点
- ハ イ及びロに掲げるもの以外の場合 3,000点

【注の追加】

（追加）

注7 往診又は訪問診療を行い、在宅で患者を看取った場合には、看取り加算として、3,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注6 患家において死亡診断を行った場合には、200点を加算する。ただし、注5のただし書の加算を算定する場合は、算定できない。

注8 患家において死亡診断を行った場合には、200点を加算する。ただし、注7の加算を算定する場合は、算定できない。

【注の見直し】

注8 往診料を算定する往診の日の翌日までに行った訪問診療（在宅療養支援診療所若しくはその連携保険医療機関又は在宅療養支援病院の保険医が行ったものを除く。）の費用は算定しない。

注10 往診料を算定する往診の日の翌日までに行った訪問診療（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医が行ったものを除く。）の費用は算定しない。

1回)

【項目の見直し】

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の場合

- イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 4,200点
ロ 処方せんを交付しない場合 4,500点

2 1以外の場合

- イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 2,200点
ロ 処方せんを交付しない場合 2,500点

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合

- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 5,000点
(2) 処方せんを交付しない場合 5,300点

ロ 病床を有しない場合

- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 4,600点
(2) 処方せんを交付しない場合 4,900点

2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院

(1に規定するものを除く。)の場合

- イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 4,200点
ロ 処方せんを交付しない場合 4,500点

3 1及び2に掲げるもの以外の場合

- イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 2,200点
ロ 処方せんを交付しない場合 2,500点

C 0 0 2 - 2 特定施設入居時等医学
総合管理料（月1回）

【項目の見直し】

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の場合

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

C 0 0 3 在宅末期医療総合診療料
(1日につき)

【名称の見直し】

在宅末期医療総合診療料（1日につき）

【項目の見直し】

- | | |
|--------------------------------|--------|
| 1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 1,495点 |
| 2 1以外の場合 | 1,685点 |

- | | |
|--------------------------------|--------|
| イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 3,000点 |
| ロ 処方せんを交付しない場合 | 3,300点 |
- 2 1以外の場合
- | | |
|--------------------------------|--------|
| イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 1,500点 |
| ロ 処方せんを交付しない場合 | 1,800点 |

- | | |
|----------------------------------|--------|
| イ 病床を有する場合 | |
| (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 3,600点 |
| (2) 処方せんを交付しない場合 | 3,900点 |
- ロ 病床を有しない場合
- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 3,300点 |
| (2) 処方せんを交付しない場合 | 3,600点 |
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院
(1に規定するものを除く。) の場合
- | | |
|--------------------------------|--------|
| イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 3,000点 |
| ロ 処方せんを交付しない場合 | 3,300点 |
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
- | | |
|--------------------------------|--------|
| イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 1,500点 |
| ロ 処方せんを交付しない場合 | 1,800点 |

→ 在宅がん医療総合診療料（1日につき）

- | | |
|--|--------|
| 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合 | |
| イ 病床を有する場合 | |
| (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 1,800点 |

- (2) 処方せんを交付しない場合 2,000点
 病床を有しない場合
 (1) 保険薬局において調剤を受けるために
 処方せんを交付する場合 1,650点
 (2) 処方せんを交付しない場合 1,850点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院
 (1に規定するものを除く。) の場合
 イ 保険薬局において調剤を受けるために処方
 せんを交付する場合 1,495点
 処方せんを交付しない場合 1,685点

C 004 救急搬送診療料

【注の追加】

(追加)

→ 注3 注1に規定する場合であって、当該診療に
 要した時間が30分を超えた場合には、長時間
 加算として、所定点数に500点を加算する。

C 005 在宅患者訪問看護・指導料

(1日につき)

【項目の追加】

(追加)

→ 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケ
 アに係る専門の研修を受けた看護師による場合
 1,285点

【注の見直し】

注1 保険医療機関が、在宅で療養を行っている

→ []

注1 1及び2については、保険医療機関が、在

患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号及び区分番号C 0 0 5 – 1 – 2において「同一建物居住者」という。）を除く。以下注7及び注8において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C 0 0 5 – 1 – 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める者については1月に2回）に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

【注の追加】

（追加）

宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号及び区分番号C 0 0 5 – 1 – 2において「同一建物居住者」という。）を除く。注8及び注9において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C 0 0 5 – 1 – 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

注2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者又は真皮を越える

褥瘡の状態にある患者（いずれも同一建物居住者を除く。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回を限度として算定する。

【注の見直し】

注2 注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ450点又は800点を加算する。

注3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ450点又は800点を加算する。

【注の見直し】

注3 患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき所定点数に265点を加算する。

注4 1及び2については、患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき所定点数に265点を加算する。

【注の見直し】

注4 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1回に限り、所定点数に520点を加算する。

→
注5 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1回（15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3回）に限り、所定点数に520点を加算する。

【注の見直し】

注5 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の児童に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算又は児童加算として、1日につきそれぞれ所定点数に50点を加算する。

→
注6 1及び2については、3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の児童に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算又は児童加算として、1日につきそれぞれ所定点数に50点を加算する。

【注の見直し】

注6 同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護加算として、週1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。
イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行った看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行った場合 430点

→
注7 1及び2については、同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。この場合において、イ又はロについては、週1日に限り算定する。
イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行った看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と

□ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行った看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行った場合 380点

同時に訪問看護・指導を行う場合 430点

□ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 380点

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合 300点

【注の見直し】

注7 訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、在宅患者連携指導加算として、月1回に限り所定点数に300点を加算する。

注8 1及び2については、訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、在宅患者連携指導加算として、月1回に限り所定点数に300点を加算する。

【注の見直し】

注8 保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問

注9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医で

薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共に療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り所定点数に200点を加算する。

ある歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共に療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り所定点数に200点を加算する。

【注の見直し】

注9 在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。

注10 1及び2については、在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、保険医療機関の保険医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。

【注の見直し】

注10 訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、退院の日から起算して1月以内の期間に4回以上の訪問看護・指導を行い、かつ、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、在宅移行管理加算として、所定点数に25

0点を加算する。ただし、特別な管理を必要

	<p>0点を加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。</p>		<p>とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。</p>
【注の追加】	(追加)	→	<p>注12 1及び2については、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。区分番号C005-1-2において同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。区分番号C005-1-2において同じ。）に訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜に訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。</p>
【注の追加】	(追加)	→	<p>注13 在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料又は区分番号I012-2に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。</p>
C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1日につき）			

【項目の追加】

(追加)

3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合
1,285点

【注の見直し】

注1 保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。以下注7及び注8において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める者については1月に2回）に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。注8及び注9において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

【注の追加】

(追加)

注2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療

養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者又は真皮を越える褥瘡の状態にある患者（いずれも同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回を限度として算定する。

【注の見直し】

注2　注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ450点又は800点を加算する。

注3　1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ450点又は800点を加算する。

【注の見直し】

注3　患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき所定点数に265点を加算する。

注4　1及び2については、患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき所定点数に265点を加算する。

【注の見直し】

注4 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1回に限り、所定点数に520点を加算する。

注5 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1回（15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3回）に限り、所定点数に520点を加算する。

【注の見直し】

注5 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の児童に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算又は児童加算として、1日につきそれぞれ所定点数に50点を加算する。

注6 1及び2については、3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の児童に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算又は児童加算として、1日につきそれぞれ所定点数に50点を加算する。

【注の見直し】

注6 同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護加算として、週1日に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。
イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行った看護師等が他の保健師、助産師又は看護師

注7 1及び2については、同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。この場合において、イ又はロについては、週1日に限り算定する。

と同時に訪問看護・指導を行った場合
430点
ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行つた看護師等が他の准看護師と一緒に訪問看護・指導を行つた場合 380点

イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行つた看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と一緒に訪問看護・指導を行つた場合 430点
ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行つた看護師等が他の准看護師と一緒に訪問看護・指導を行つた場合 380点
ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行つた看護師等が看護補助者と一緒に訪問看護・指導を行つた場合 300点

【注の見直し】

注7 訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行つてゐる患者であつて通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行つた場合に、同一建物居住者連携指導加算として、月1回に限り所定点数に300点を加算する。

注8 1及び2については、訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行つてゐる患者であつて通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行つた場合に、同一建物居住者連携指導加算として、月1回に限り所定点数に300点を加算する。

【注の見直し】

注8 保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行つてゐる患者であつて通院が困難なもの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の

注9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行つてゐる患者であつて通院が困難なもの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当

保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り所定点数に200点を加算する。

【注の見直し】

注9 在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、同一建物居住者ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。

【注の見直し】

注10 訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、退院の日から起算して1月以内の期間に4回以上の訪問看護・指導を行

該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り所定点数に200点を加算する。

注10 1及び2については、在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、保険医療機関の保険医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、同一建物居住者ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。

注11 1及び2については、訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管

い、かつ、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、在宅移行管理加算として、所定点数に250点を加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。

理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、在宅移行管理加算として、所定点数に250点を加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。

【注の追加】

(追加)

注12 1及び2については、夜間又は早朝に訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜に訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

【注の追加】

(追加)

注13 同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号I012-2に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。

C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（1単位）

【注の追加】

(追加)

→
注 2 保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問リハビリテーション指導管理を行った場合は、注 1 の規定にかかわらず、6 月に 1 回に限り、当該診療の日から 14 日以内に行行った訪問リハビリテーション指導管理については、14 日を限度として、1 と 2 を合わせて 1 日 4 単位に限り、算定する。

C 0 0 7 訪問看護指示料

【注の見直し】

注 1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

→
注 1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、又は、介護保険法第42条の2 第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業又は複合型サービス事業を行う者に限る。）からの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービス（いずれも

【注の見直し】

注2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーションに対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、患者1人につき月1回（別に厚生労働大臣が定める者については月2回）に限り、所定点数に100点を加算する。

訪問看護を行うものに限る。）の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【注の追加】

(追加)

注2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回に限り、所定点数に100点を加算する。

【新設】

(新設)

注3 訪問看護指示料を算定した場合には、区分番号 I 0 1 2 - 2 に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

C 0 0 7 - 2 介護職員等喀痰吸引等指示料
240点

注 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に

規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護又は同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている者に限る。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）その他別に厚生労働大臣が定めるものによる社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に、患者1人につき3月に1回に限り算定する。

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

通則

【通則の見直し】

3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理又は

3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理又は

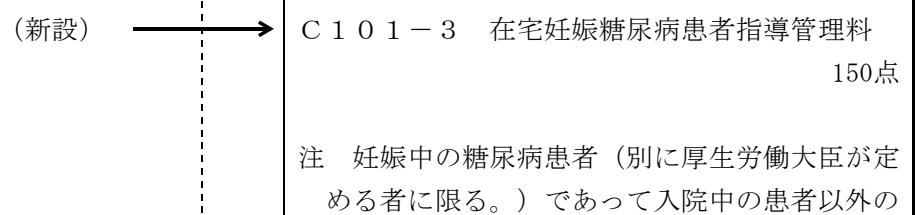
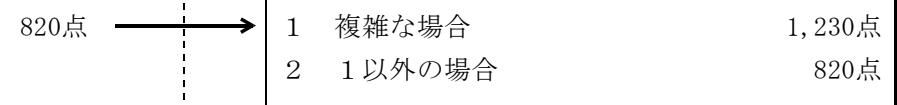
C 101 在宅自己注射指導管理料

【項目の見直し】

【新設】

C 107-2 に規定する指導管理、C 104 に規定する指導管理と C 105 に規定する指導管理、C 107 に規定する指導管理と C 107-2 に規定する指導管理、C 108 に規定する指導管理と C 110 に規定する指導管理及び C 109 に規定する指導管理と C 114 に規定する指導管理の組合せを除く。) には、紹介が行われた月に限り、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。

C 107-2 に規定する指導管理、C 104 に規定する指導管理と C 105 に規定する指導管理、C 104 に規定する指導管理と C 105-2 に規定する指導管理、C 105 に規定する指導管理と C 105-2 に規定する指導管理、C 105-2 に規定する指導管理と C 109 に規定する指導管理、C 107 に規定する指導管理と C 108 に規定する指導管理と C 110 に規定する指導管理、C 108-2 に規定する指導管理と C 110 に規定する指導管理及び C 109 に規定する指導管理と C 114 に規定する指導管理の組合せを除く。) には、紹介が行われた月に限り、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。



C 102 在宅自己腹膜灌流指導管理
料

【点数の見直し】

【新設】

【新設】

3,800点 → 4,000点

(新設) → C 105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料
1,050点

注 在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、在宅小児経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。

(新設) → C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料
1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医が、他の保険医療機関において区分番号C 108に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に当該患者に対する悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法

患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

【新設】

(新設)

に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理
料 810点

- 注 1 振戦等除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植え込んだ後に、在宅において振戦等管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅振戦管理に関する指導管理を行った場合に算定する。
- 2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、所定点数に140点を加算する。

【新設】

(新設)

C 110-3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管
理料 810点

- 注 1 てんかん治療のため植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅においててんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅てんかん管理に関する指導管理を行った場合に算定する。
- 2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、所定点数に140点を加算する。

C 114 在宅難治性皮膚疾患処置指

導管理料

【点数の見直し】

500点 → 1,000点

【新設】

(新設) → C 115 在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）
指導管理料 6,000点

注 第10部手術の通則第4号に規定する区分番号
K 604に掲げる植込型補助人工心臓（拍動流
型）に係る施設基準に適合しているものとして
地方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい
て、体内植込型補助人工心臓（拍動流型）を使
用している患者であって入院中の患者以外の患
者に対して、療養上必要な指導を行った場合に
、月1回に限り算定する。

【新設】

(新設) → C 116 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）
指導管理料 45,000点

注 第10部手術の通則第4号に規定する区分番号
K 604-2に掲げる植込型補助人工心臓（非
拍動流型）に係る施設基準に適合しているもの
として地方厚生局長等に届け出た保険医療機
関において、体内植込型補助人工心臓（非拍動流
型）を使用している患者であって入院中の患者
以外の患者に対して、療養上必要な指導を行つ

第2款 在宅療養指導管理材料加算

C 150 血糖自己測定器加算

【注の見直し】

注1 1から3までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者を除く。）

ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者に限る。）

ハ 12歳未満の小児低血糖症の患者

た場合に、月1回に限り算定する。



注1 1から3までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者を除く。）

ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者に限る。）

ハ 12歳未満の小児低血糖症の患者

ニ 妊娠中の糖尿病患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）

【注の見直し】

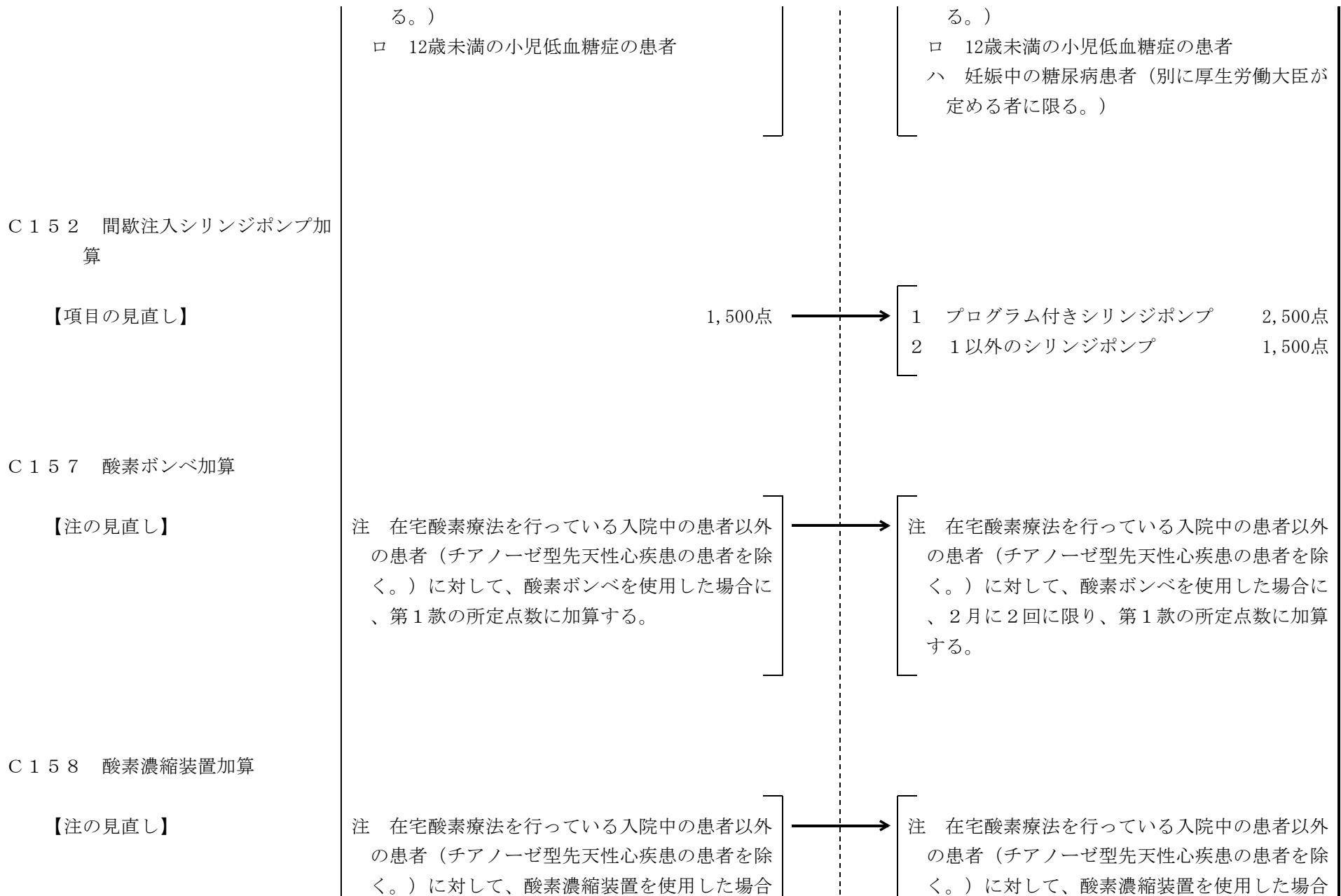
注2 4から6までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者に限



注2 4から6までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者に限



	<p>に、第1款の所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号C157に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定できない。</p>	<p>に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号C157に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定できない。</p>
C159 液化酸素装置加算	<p>【注の見直し】</p> <p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算	<p>【注の見直し】</p> <p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
C161 注入ポンプ加算	<p>【注の見直し】</p> <p>注 在宅中心静脈栄養法若しくは在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者又は在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは</p>	<p>注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者又は在宅における悪性</p>

	<p>化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>									
C 16 2 在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算											
【名称の見直し】	在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算	→ 在宅経管栄養法用栄養管セット加算									
【注の見直し】	注 在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、栄養管セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	→ 注 在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、栄養管セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。									
C 16 4 人工呼吸器加算											
【点数の見直し】	<table> <tbody> <tr> <td>1 陽圧式人工呼吸器</td> <td>7,000点</td> </tr> <tr> <td>2 人工呼吸器</td> <td>6,000点</td> </tr> <tr> <td>3 陰圧式人工呼吸器</td> <td>7,000点</td> </tr> </tbody> </table>	1 陽圧式人工呼吸器	7,000点	2 人工呼吸器	6,000点	3 陰圧式人工呼吸器	7,000点	<table> <tbody> <tr> <td>7,480点</td> </tr> <tr> <td>6,480点</td> </tr> <tr> <td>7,480点</td> </tr> </tbody> </table>	7,480点	6,480点	7,480点
1 陽圧式人工呼吸器	7,000点										
2 人工呼吸器	6,000点										
3 陰圧式人工呼吸器	7,000点										
7,480点											
6,480点											
7,480点											
C 16 5 経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算											
【注の見直し】	注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の	→ 注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の									

	<p>患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
C 167 痛苦管理用送信器加算	<p>【名称の見直し】</p> <p>疼痛管理用送信器加算</p> <p>【注の見直し】</p> <p>注 痛苦除去のため埋込型脳・脊髄刺激装置を埋め込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている入院中の患者以外の難治性慢性疼痛の患者に対して、疼痛管理用送信器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>→ 痛苦等管理用送信器加算</p> <p>→ 注 痛苦除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、疼痛等管理用送信器（患者用プログラマを含む。）を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>
C 170 排痰補助装置加算	<p>【注の見直し】</p> <p>注 人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>→ 注 人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>

項 目	現 行	改 正 案								
第2章 特掲診療料										
第3部 検査										
第1節 検体検査料										
第1款 検体検査実施料										
D 0 0 6 出血・凝固時間	<p>【注の見直し】</p> <p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から24までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 3項目又は4項目</td> <td>530点</td> </tr> <tr> <td>ロ 5項目以上</td> <td>750点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 3項目又は4項目	530点	ロ 5項目以上	750点	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から26までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 3項目又は4項目</td> <td>530点</td> </tr> <tr> <td>ロ 5項目以上</td> <td>744点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 3項目又は4項目	530点	ロ 5項目以上	744点
イ 3項目又は4項目	530点									
ロ 5項目以上	750点									
イ 3項目又は4項目	530点									
ロ 5項目以上	744点									
D 0 0 8 内分泌学的検査	<p>【注の見直し】</p> <p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の10から21までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 3項目以上5項目以下</td> <td>410点</td> </tr> <tr> <td>ロ 6項目又は7項目</td> <td>630点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 3項目以上5項目以下	410点	ロ 6項目又は7項目	630点	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の11から29までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 3項目以上5項目以下</td> <td>410点</td> </tr> <tr> <td>ロ 6項目又は7項目</td> <td>630点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 3項目以上5項目以下	410点	ロ 6項目又は7項目	630点
イ 3項目以上5項目以下	410点									
ロ 6項目又は7項目	630点									
イ 3項目以上5項目以下	410点									
ロ 6項目又は7項目	630点									

	ハ 8項目以上	900点	ハ 8項目以上	900点
D 0 0 9 腫瘍マーカー	【注の見直し】	注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から14までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 2項目 230点 ロ 3項目 290点 ハ 4項目以上 420点	注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から15までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 2項目 230点 ロ 3項目 290点 ハ 4項目以上 420点	
D 0 1 2 感染症免疫学的検査	【注の見直し】	11 注 同一検体についてウイルス抗体価（半定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	11 注 同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
D 0 1 3 肝炎ウイルス関連検査	【注の見直し】	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から11までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目 290点	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から12までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目 290点	

	<table border="1"> <tr> <td>□ 4項目</td><td>360点</td></tr> <tr> <td>△ 5項目以上</td><td>494点</td></tr> </table>	□ 4項目	360点	△ 5項目以上	494点		<table border="1"> <tr> <td>□ 4項目</td><td>360点</td></tr> <tr> <td>△ 5項目以上</td><td>484点</td></tr> </table>	□ 4項目	360点	△ 5項目以上	484点
□ 4項目	360点										
△ 5項目以上	494点										
□ 4項目	360点										
△ 5項目以上	484点										
D 014 自己抗体検査	<p>【注の見直し】</p> <p>注 本区分の9及び10に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>		<p>注 本区分の9から11までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>								
D 015 血漿蛋白免疫学的検査	<p>【注の見直し】</p> <p>11 注 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。</p>		<p>11 注 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。</p>								
D 023 微生物核酸同定・定量検査	<p>【注の見直し】</p> <p>6 注 H PV核酸同定検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行つ</p>		<p>6 注 H PV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場</p>								

D 0 2 5 基本的検体検査実施料（1
日につき）

【注の見直し】

た場合に限り算定する。

合に限り算定する。

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含
まれるものとする。

イ～ロ (略)

ハ 尿沈渣顕微鏡検査

ニ～ト (略)

チ 血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍
核酸増幅同定検査）

リ～ヌ (略)

ル 感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗スト
レブトリジンO価（A SO価）、トキソプラ
ズマ抗体価（半定量）、梅毒脂質抗原使
用検査、TPHA試験、TPHA試験（定
性）及びHIV-1抗体価

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原（定性、半定量）、HBs抗体
価（半定量）、HBs抗原、HBs抗体価
、HCV抗体価（定性、定量）及びHCV
構造蛋白及び非構造蛋白抗体価

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含
まれるものとする。

イ～ロ (略)

ハ 尿沈渣（鏡検法）

ニ～ト (略)

チ 造血器腫瘍遺伝子検査

リ～ヌ (略)

ル 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレ
ブトリジンO（ASO）定性、抗ストレブ
トリジンO（ASO）半定量、抗ストレブ
トリジンO（ASO）定量、トキソプラズ
マ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、
梅毒血清反応（STS）、梅毒トレポネ
ーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量
、梅毒トレポネーマ抗体定性及びHIV-
1抗体

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定
性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs
抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構
造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びHCV構
造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量

ワ 自己抗体検査
寒冷凝集反応及びリウマトイド因子
カ (略)
ヨ (略)

ワ 自己抗体検査
寒冷凝集反応、リウマトイド因子（R
F）半定量及びリウマトイド因子（R F
）定量
カ (略)
ヨ (略)

第2款 検体検査判断料

D 0 2 6 検体検査判断料

【注の追加】

(追加)

注5 区分番号D 0 0 5の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、所定点数に240点を加算する。

第3節 生体検査料

D 2 0 6 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

【注の見直し】

注3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。

注3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に400点を加算する。

【注の見直し】

注4 厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

険医療機関において血管内視鏡検査を実施した場合は所定点数に300点を加算する。

しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、所定点数に400点を加算する。

【注の追加】

(追加)

注8 心腔内超音波検査を実施した場合は、所定点数に400点を加算する。

【新設】

(新設)

D 2 1 1 - 3 時間内歩行試験 560点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 区分番号D 0 0 7の30に掲げる血液ガス分析、D 2 0 0に掲げるスピログラフィー等検査及びD 2 2 0からD 2 2 3 - 2に掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

【新設】

(新設)

D 2 2 1 - 2 筋肉コンパートメント内圧測定 620点

注 筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、

【新設】

(新設)

感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。

D 225-4 ヘッドアップティルト試験

980点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 239 筋電図検査

【注の見直し】

注1 2について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする。

注1 2について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。

D 256 眼底カメラ撮影

【注の追加】

(追加)

注2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、所定点数に100点を加算する。

【新設】

(新設)

D 270-2 ロービジョン検査判断料 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に1月に1回に限り算定する。

D 291-3 内服・点滴誘発試験

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。

第4節 診断穿刺・検体採取料

D 409-2 センチネルリンパ節生検

【注の見直し】

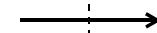
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については色素のみを用いて行った場合に、それぞれ算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

D 4 1 5 経気管肺生検法

【注の新設】

(新設)



- 注 1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、所定点数に500点を加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、C T 透視下に当該検査を行った場合は、C T 透視下気管支鏡検査加算として、所定点数に1, 000点を加算する。